

目次

序論 本書の視点…………… 3

一 本書の目的…………… 3
二 本書の構成…………… 5

第一部 桓武天皇朝の皇統意識再考と儀礼の導入

第一章 桓武天皇と儀礼・祭祀…………… 15

はじめに…………… 15
一 降誕から諸王時代…………… 15
二 光仁天皇（白璧王）の即位…………… 16
三 山部親王の立太子…………… 23
四 桓武天皇の即位…………… 28
五 平安遷都後の桓武天皇と怨霊…………… 45
六 石上社の器仗運収…………… 51

七 氏族と神祇の掌握——神祇の中央集権化——	59
おわりに	62
第二章 日本における昊天祭祀の受容	71
はじめに	71
一 郊祀に関する諸説	72
二 冬至の郊祀と朝賀儀	75
三 日本の昊天祭祀	80
おわりに	89
第三章 奈良時代に見られる郊祀の知識——天平三年の対策と聖武天皇即位に関連して——	96
はじめに	96
一 『経国集』に残る天平三年（七三二）の対策	97
二 知識としての冬至儀礼伝来と聖武天皇即位	103
おわりに	107
第四章 山陵祭祀より見た皇統意識の再検討	114
はじめに	114
一 二つの皇統意識	116
——祖先からの直系皇統意識と当今天皇との「親疎」による皇統意識——	116
二 九世紀以降の天智天皇・桓武天皇に対する認識	128

三 光仁天皇に対する認識	135
おわりに	138
第五章 古代日本の宗廟観——「宗廟」山陵」概念の再検討——	146
はじめに	146
一 「宗廟」山陵」概念の再検討の必要性	147
二 中国における「陵」「廟」の概念	149
三 日本の宗廟概念	153
おわりに	162
第六章 「不改常典」に関する覚書	165
はじめに	165
一 『続日本紀』に見える即位宣命の検討	167
二 「不改常典」と「天智天皇の定めた法」の発言者	176
おわりに	180
第二部 古代正月儀礼の整備と変質	
第七章 天地四方拝の受容——『礼記』思想の享受に関連して——	187
はじめに	187

一	天地四方拝——天子の拝——	188
二	『礼記』の伝来と受容	192
三	元旦四方拝への組み込み	199
	おわりに	204
第八章 唐帝拝礼作法管見——『大唐開元礼』に見える「皇帝再拝又再拝」表記について——		
	はじめに	211
一	日本における兩段再拝の例	212
二	『大唐開元礼』皇帝拝五陵における皇帝の拝礼作法	217
三	山陵拝以外に見られる「再拝又再拝」の例	220
	おわりに	223
第九章 「儀仗旗」に関する一考察		
	はじめに	229
一	儀仗旗の受容	230
二	『正倉院文書』に見える儀仗旗	232
三	儀式書に見える儀仗旗	237
	おわりに	239
第十章 正月朝覲行幸成立の背景——東宮学士滋野貞主の学問的影響——		
	はじめに	242

一 中国における朝覲	243
二 正月朝覲行幸の整備と滋野貞主	247
四 朝覲行幸の儀式次第	252
おわりに	256
第十一章 朝賀儀と天皇元服・立太子——清和天皇朝以降の朝賀儀を中心に——	263
はじめに	263
一 天皇元服と朝賀儀の関係	264
二 一条天皇の元服と朝拝(朝賀)	275
三 後一条天皇の元服と朝賀	277
四 朝賀儀における皇太子の奏賀	279
おわりに	281
第十二章 延長七年元日朝賀儀の習礼——『醍醐天皇御記』『吏部王記』に見る朝賀儀の断片——	287
はじめに	287
一 『政事要略』所引『吏部王記』に見る朝賀習礼	287
二 『西宮記』所引『醍醐天皇御記』に見る延長七年(九二九)の朝賀儀	291
おわりに	293
第十三章 小朝拝の成立	296
はじめに	296

一 拝礼と日常政務の場	297
二 元日朝賀儀と小朝拝	302
おわりに	305

第十四章 皇后拝賀儀礼と二宮大饗	328
------------------	-----

はじめに	328
一 皇后の正月儀礼	329
二 拝賀儀と二宮大饗の関連性	332
三 二宮大饗と大臣大饗	336
四 拝賀儀から大饗へ	338
おわりに	340

結 論	366
-----	-----

参考文献一覧

あとがき

序論 本書の視点

一 本書の目的

日本古代の朝廷における儀礼の研究は、これまでは儀式書等に基づいて個別の儀礼の検討が行われてきた。山中裕氏の『平安朝の年中行事』⁽¹⁾、甲田利雄氏の『年中行事御障子文注解』⁽²⁾、所功氏の『平安朝儀式書成立史の研究』⁽³⁾および『宮廷儀式書成立史の再検討』⁽⁴⁾、西本昌弘氏の『日本古代儀礼成立史の研究』⁽⁵⁾および『日本古代の年中行事書と新史料』⁽⁶⁾などを代表的なものとして、歴史学の分野のみならず、民俗学・国文学等の立場からも研究が進められており、その蓄積は膨大な量にのぼる⁽⁷⁾。

特に倉林正次氏の『饗宴の研究』(儀礼編・文学編・祭祀編・歳事編)⁽⁸⁾よって、平安時代を中心とした朝廷儀礼・祭祀は多角的な視点から研究され、その研究水準が高められたことは言うまでもない。それ以降は、個別の儀礼についての研究が細分化し、儀式とその運営(経済基盤等)に関わる研究なども進み今日に至っているといえよう。古代の朝廷儀礼・祭祀の整備という視点から概要を述べれば、弘仁十二年(八二二)に完成した『内裏式』によつて、整備された儀礼の姿を窺い知ることができる。これ以前の儀礼は、けつして未整備の状態にあつたものではなく、飛鳥時代以来の遣隋使・遣唐使、あるいは渡来系氏族などによつて日本に儀礼が伝えられ、儀礼の知識が日本の朝廷には蓄積されていたと推察され、『内裏式』によつて集大成されたといえる。

ただし、桓武天皇朝における儀礼の整備については、天皇の即位は辛酉革命、長岡京への遷都は甲子革命にあたることとされ、讖緯説に基づいているという考え方が一般的となっている。これには桓武天皇自身が、光仁天皇は天智天皇系新王朝の高祖という認識のもとで儀礼の整備を行ったという議論とも関連して、桓武天皇朝の皇統意識に基づく特異性に言及する先行研究が多い。⁽⁹⁾

しかしながら、奈良時代において、元明天皇をはじめ聖武天皇や孝謙天皇の即位宣命に、天智天皇の定めたとされる、いわゆる「不改常典」という文言が見られることや、天智天皇の国忌が、すでに大宝二年（七〇二）には設置されていること⁽¹⁰⁾、天平勝宝七歳（七五五）には聖武太上天皇の枕席安らかならざるにより、天智天皇陵をはじめ各山陵に奉幣が行われていることなど⁽¹¹⁾、桓武天皇朝に至ってから、新しく天智天皇を持ち出して祭祀の対象などにしたわけではないことに注意する必要がある。これは、天武天皇系皇統の続く奈良時代と、光仁天皇即位以後の天智天皇系皇統とを区別して考えるわけにはいかないということではないだろうか。この点こそが、桓武天皇自身が天智天皇系新王朝を意識したということの矛盾点でもある。

これに関連して、平成十九年（二〇〇七）に仁藤敦史氏によって、桓武天皇の皇統意識を見直す論考が発表された。⁽¹²⁾ 仁藤氏は、天武天皇系から天智天皇系への皇統の移行は断絶したものではなく、一系的な位置付けがなされているという見解を示されている。また、西本昌弘氏によって発見された藤原行成の撰述による『新撰年中行事』に、称徳天皇の国忌が天長元年（八二四）まで廃止されていなかったことが確認された。⁽¹³⁾ 仁藤氏の皇統意識に対する指摘や西本氏の称徳天皇の国忌の確認は非常に重要である。つまり、桓武天皇朝以降に現れるとされる天智天皇系・天武天皇系という皇統意識に再検討が必要となるならば、皇統意識に基づいて整備されたと考えられてきた平安時代前期における儀礼についても、再検討をする必要が生じることになるのである。

本書では、桓武天皇朝以降に見られるという天智天皇系皇統意識（新王朝意識）の見直しということを出発点に、

平安時代初期の桓武天皇朝・嵯峨天皇朝における儀礼の導入や整備、文徳天皇朝以降の儀礼の変遷や新たな儀礼の創出について考察を加えることで、平安時代前期を中心とした古代日本の儀礼秩序の構築過程の一端を明らかにしたい。

二 本書の構成

『平安時代儀式年中行事事典』（東京堂出版、平成十五年）が取り上げる儀式・年中行事だけでも、毎年恒例の儀式は一五九件、臨時の儀式は二十三件にもほり、本書ですべてを論じることが難しい。したがって本書においては、筆者の研究視角の中心となる天智天皇系皇統意識（新王朝意識）の見直しによる儀礼整備の再検討にあたって、重要な祭祀・儀礼を取り上げ、考察を進める。

第一部では、桓武天皇朝の皇統意識の再検討と儀礼の導入という視点から論を展開する。

まず第一章において桓武天皇の誕生から崩御までを通過して、立太子や即位に至った状況を考察し、即位後の儀礼・祭祀の整備や神祇改革などを検討する。これまでは、桓武天皇の即位は辛酉革命、長岡京への遷都は甲子革命にあたることとされ、桓武天皇自身が讖緯説に基づいて、光仁天皇は天智天皇系新王朝の高祖であり、自らは天智天皇系王朝の太宗であるから、庶政を改革し、武威を内外に示し功業を樹てねばならないと考えていた、という議論が多かった。しかし、桓武天皇の降誕当時は、父である白壁王即位の可能性は低く、また父の即位後も皇位に近い存在とはいえない立場にあった。また、藤原氏の政権抗争よって皇太子に擁立された経緯を持ち、立太子の時点から生母の出自の低さを理由に多くの反対勢力が存在していたことが確認できる。そこで本章では、新王朝説の特色と解される昊天祭祀を中心に、怨霊思想などを含めて桓武天皇の生涯を振り返り、当時の政治的背景を考察して、桓武天皇朝の皇統意識を再検討する。

第二章・第三章では、桓武天皇が新王朝を意識して実施したとされる、昊天祭祀そのものを取り扱う。齐明天皇五年（六五九）七月に発遣された遣唐使が唐朝の冬至儀礼に参列していることと、中国における冬至の郊祀と朝賀儀、その後の宴との関係から、日本において冬至の宴が初めて行われた聖武天皇の時代には、昊天祭祀が知識として伝来していたと推測する。さらに、『経国集』「天平三年（七三一）五月八日」の日付を持つ「郊祀之礼」について取り扱った対策の内容から、当時の官人たちがどのように昊天祭祀を理解をしていたのかを考察し、なぜ桓武天皇が郊祀を実施しなければならなかったのか、その疑問を解明するために、当時の時代背景について論究する。

第四章は、荷前別貢幣などに代表される山陵祭祀より見た皇統意識の再検討を行う。これまでのように天智天皇系の皇統を重視、あるいは天智天皇を皇統の太祖とする考え方には、まったく疑問の余地がないわけではない。その理由として、第一に、奈良時代において元明天皇をはじめ聖武天皇・孝謙天皇の即位宣命に天智天皇の定めたとされる「不改常典」が引かれていること、第二に、天智天皇の国忌はすでに大宝二年（七〇二）には設置されていること、第三に、天平勝宝七歳（七五五）には、天智天皇陵をはじめ各山陵および藤原不比等墓に奉幣が行われていることが挙げられる。これは、天武天皇系皇統の続く奈良時代に対して、光仁天皇即位以後を天智天皇系直系皇統と区別して考えるときに、問題となる事項であろう。本章では、直系皇統意識のみに基づいて天智天皇・光仁天皇・桓武天皇の三天皇が祭祀の対象となることを考えるのではなく、古代国家にとって、この三天皇が特に重要であったという点に着目して検討を進める。

第五章は前章に関連して、皇統意識との関わりから桓武天皇が宗廟祭祀を導入したとされる研究を再検討するとともに、従来「山陵＝宗廟」と考えられてきた概念についても検討を加える。『続日本紀』延暦十年（七九一）三月二十三日条に記述される「国忌省除令」によって、国忌の省除が中国の「宗廟」の例に基づいて行われたこ

とから、国忌や山陵祭祀の研究の立場には、宗廟制を日本に導入したと捉える見解がある。また、『続日本後紀』承和七年（八四〇）五月六日条には、「山陵猶「宗廟」也」とあることから、天皇陵は「宗廟」であると規定しているという見解が散見され、「宗廟＝山陵」のごとく捉えられてきた。しかし、日本では大江匡房以後に、伊勢の神宮や八幡神に対して宗廟の呼称が使われている。古代の日本において「宗廟＝山陵」と考えられていたとするならば、山陵に対して用いられた宗廟という呼称を、伊勢の神宮や八幡神に対して用いるのは、不適切といえるのではないだろうか。そこで、平安時代初期における「宗廟＝山陵」という概念を再検討し、「山陵」と「宗廟」の概念は、平安時代においても明確に区別されていたことを確認し、我が国における宗廟観の形成について論究する。

第六章は、本研究の出発点でもある、即位宣命に見える天智天皇の定めたとされる「不改常典」について、宣命における「不改常典」が、いかなる意図をもって引用されたかを検討する。特に、宣命を発した天皇ではなく、宣命中における「不改常典」と「天智天皇の定めた法」の発言者と、その引用方法に注目し、「不改常典」法は奈良時代以降断絶したのではないこと、また「天智天皇の定めた法」も、桓武天皇によって持ち出され、それ以降の天智天皇系皇統意識を積極的に示すものではないことを述べる。

第二部では、桓武天皇朝以後の儀礼の整備と変質について、律令国家として年中行事における最大の儀礼である元日朝賀儀を中心に、その時代背景に即した特色が顕著な嵯峨天皇朝以降の正月儀礼に焦点を絞って論を展開する。

第七章では、「元旦四方拜」の成立背景を考察する。『礼記』の記述に基づけば、「天地四方」を拝することは、天子のみに許された祭祀であった。『続日本紀』には、橘奈良麻呂の乱の時に「天地四方の拜」が行われたことが確認でき、奈良時代の知識人階級に『礼記』の思想が十分に浸透していたと考えられる。そこで、改めて我が

国への『礼記』の伝来と、朝廷内部において享受されていた時期を検討することによって、天子のみに許された「天地四方拝」を組み込んだ「元旦四方拝」が成立した、その思想的な背景に言及する。

第八章は、前章において考察した元旦四方拝と関連して、天皇が四方拝で属星と天地四方を「再拝」した後には二陵を「両段再拝」する作法について検討する。これまでは「本朝の風」（『北山抄』）と考えられてきたが、『大唐開元礼』の「皇帝拜五陵」に「皇帝再拜又再拝」という拝礼作法が確認される。唐朝における「再拝又再拝」と、我が国の「両段再拝」とについて、それぞれの拝礼の対象および儀礼について考察する。

第九章では、本研究においては儀礼の際に使用する威儀物の整備に関する検討も重要であるため、即位式や元日朝賀儀などに用いられる「儀仗旗」の整備に関して論究する。特に、「儀仗旗」の中でも「四神旗」（青龍旗・朱雀旗・白虎旗・玄武旗）の起源と我が国への受容、『正倉院文書』などに見える儀仗旗について検討をする。儀仗旗の製作に関する文書が、『正倉院文書』続々修十八帙六裏に何通か残されており、この史料の検討によって、天平宝字二年（七五八）当時の状況などを断片的に窺い知ることができる。

第十章では、仁明天皇によって創始された「朝覲行幸」の成立と、その学問的背景を考察し、嵯峨天皇朝から仁明天皇朝にかけての儀礼に対する意識について検討を加える。「朝覲行幸」とは、天皇が太上天皇や母后などの御所に赴き拝礼を行う正月儀礼であるが、中国では、皇帝が太上皇などに謁する場合は「朝」「詣」の語が使用され、「朝覲」の語は用いない。そして漢語では、「朝覲」とは臣下が天子に謁する場合に使用される語という認識が確認される。この点から考えれば、天皇が行う儀礼に、「朝覲」の語を採用したことは不自然に感じられよう。本章では、本来は臣下が天子に謁する時に使用される言葉であった「朝覲」が、どのようにして天皇の儀礼の名称として用いられるに至ったのか、その背景について述べる。

第十一章では、元日朝賀儀が清和天皇朝以降に毎年恒例としては行われなくなること注目し、それでも、最

後に朝賀儀の実施が確認される一条天皇の正暦四年（九九三）まで、断続的でありながらも朝賀儀が実施されていた背景について分析する。特に、朝賀儀が衰退を始める時期に現れた大きな変化は、すなわち清和天皇をはじめとしてそれ以降に幼年で即位する天皇が出現することである。そして清和天皇以降に特定の年度に朝賀儀が実施されることには、確実な関連があると推測される。とりわけ天皇元服の年と朝賀儀が密接な関わりを持つていることを明らかにする。

第十二章では、延長七年（九二九）正月一日に行われた朝賀儀について取り扱う。これまでの元日朝賀儀研究は、『内裏式』や『儀式』などの儀式書をもとにして、日唐の儀礼比較や時代に伴う儀式文の変遷などに焦点が当てられていた。しかし、本章では『醍醐天皇御記』と『吏部王記』とに共通して見られる延長七年正月一日の朝賀儀を検討することによって、断片的ではあるが、その実態を明らかにする。そこに現れた朝賀儀の実施状況から、毎年恒例の儀礼として行われることがなくなったが故に、作法の確認について習礼などで苦勞する公卿や官人の様子を窺うことができる。

第十三章・第十四章では、幼帝が出現することで従来通りの儀礼の実施が難しくなり、儀礼の変遷の画期となったと考えられる文徳天皇朝・清和天皇朝に注目し、元日朝賀儀の変遷に関連して、正月行事としての小朝拝と二宮大饗の成立について言及する。小朝拝は、清涼殿東庭で行われるという儀式次第である。しかし、天皇の御在所での拝礼儀礼と考えることによって、清涼殿が御在所として定着する宇多天皇朝以前にその成立の原型を求めることが可能であり、天皇の日常政務の場との関係から、元日朝賀儀と小朝拝について述べる。また、『儀式』（巻六）に記載された皇后拝賀儀と東宮拝賀儀とは、元日朝賀儀と密接な関わりを持った儀礼であった。しかし、文徳天皇朝以降に、天皇に対する朝賀儀が行われずに元日節会のみが行われるようになる、皇后拝賀儀もそれに伴って儀礼の中心が饗宴部分に移行した可能性を検討し、二宮大饗との関わりを追求する。

本書は、平安時代初期を中心とした古代日本の朝廷における儀礼整備とその変遷の一端を明らかにすることを第一の目的としている。これは、桓武天皇朝における皇統意識の再検討という重要な問題が提起されながら、儀礼研究の立場からは見逃されている現状を打破するために必要な検討である。

天智天皇系皇統意識の見直しという新しい視点から、天皇が関わる儀礼・祭祀を検討することで、桓武天皇朝から嵯峨天皇朝にかけての儀礼整備の過程と、文徳天皇・清和天皇朝における儀礼の変質や時代の状況に合わせた儀礼の創始について、一貫した皇統意識の下で時代の状況に適応させていく儀礼整備の様相を、本書によって明らかにすることができるであろう。

註

- (1) 山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、昭和四十七年）。
- (2) 甲田利雄『年中行事御障子文注解』（統群書類従完成会、昭和五十一年）。
- (3) 所功『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会、昭和六十年）。
- (4) 所功『宮廷儀式書成立史の再検討』（国書刊行会、平成十三年）。
- (5) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』（塙書房、平成九年）。
- (6) 西本昌弘『日本古代の年中行事書と新史料』（吉川弘文館、平成二十四年）。
- (7) 阿部猛・義江明子・相曾貴志編『平安時代儀式年中行事事典』（東京堂出版、平成十五年）には、毎年恒例の儀式一九五九件、臨時の儀式二十三件が取り上げられており、すべてに参考文献として代表的な研究論文が挙げられている。
- (8) 倉林正次『饗宴の研究（儀礼編）』（桜楓社、昭和四十年）、同『饗宴の研究（文字編）』（桜楓社、昭和四十四年）、同『饗宴の研究（祭祀編）』（桜楓社、昭和六十二年）、同『饗宴の研究（歳事・索引編）』（桜楓社、昭和六十二年）。
- (9) 古くは瀧川政次郎『革命思想と長岡遷都』（法制史論叢一『京制並に都城制の研究』、角川書店、昭和四十二年）、林陸朗『長岡・平安京と郊祀田丘』（『古代文化』一八二、昭和四十九年三月）など。

- (10) 『統日本紀』 大宝二年（七〇二）十二月二日条。
- (11) 『統日本紀』 天平勝宝七歳（七五五）十月二十一日条。
- (12) 仁藤敦史「桓武の皇統意識と氏の再編」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、平成十九年）。
- (13) 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について——伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』——」（『日本古代の年中行事書と新史料』、吉川弘文館、平成二十四年、初出は平成十年）、同『新撰年中行事』（八木書店、平成二十二年）。

参考文献一覧

- 一、筆者ごとに初出年月日順とする。敬称略。拙稿は除く。
- 一、本文中に書名・論文名または研究者名を掲出したものに限る。
- 一、原則として、明治以前のもの、校訂本・注釈書の類は除く。
- 一、【 】は掲出した章。

阿部猛・義江明子・相曾貴志編『平安時代儀式年中行事事典』（東京堂出版、平成十五年）【序論】

新井喜久夫「古代陵墓制雑考」（『日本歴史』二二二、昭和四十一年）【第四章】

飯田 瑞穂「『秘府略』に関する考察」（飯田瑞穂著作集 三『古代史籍の研究』中、吉川弘文館、平成十二年、初出は昭和五十年）【第十章】

池田 温「大唐開元礼解説」（『大唐開元礼 附大唐郊祀録』、汲古書院、昭和四十七年）【第八章】

石野 浩司「元旦四方拝から見た毎朝御拝の成立」（『石灰壇「毎朝御拝」の史的研究』、皇學館大学出版部、平成二十三年、初出は平成二十二年）

初出は平成十九年）【第二章・第七章・第八章】

◇ 「寛平御遺誠」および「花園天皇『誠太子書』」に見られる皇統思想の展開——『孟子』受容と仁政徳治主義の台頭

——」（『石灰壇「毎朝御拝」の史的研究』、皇學館大学出版部、平成二十三年、初出は平成二十二年）【第四章】

井上 満郎「桓武天皇」（『ミネルヴァ書房』、平成十八年）【第一章】

井上 光貞「王仁の後裔氏族とその仏教——上代仏教と帰化人の関係に就ての一考察——」（井上光貞著作集二『日本古代思想史の研究』、岩波書店、昭和六十一年、初出は昭和十八年）【第三章】

井上 亘「元旦四方拝成立考」（『日本古代の天皇と祭儀』、吉川弘文館、平成十年、初出は平成七年）【第七章・第八章】

岩田真由子「元服の儀からみた親子意識と王権の変質」（『ヒストリア』二二三、平成二十一年）【第四章】

岩橋小弥太「上代の記録と日本書紀」（『上代史籍の研究』上、吉川弘文館、昭和三十一年）【第三章】

- 請田 正幸「フヒト集団の一考察——カハチの史の始祖伝承を中心に——」（直木孝次郎先生古希記念会編『古代史論集』上、塙書房、昭和六十三年）【第三章】
- 榎村 寛之「元・斎王井上内親王廢后事件と八世紀王権の転成」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、平成十九年）【第一章】
- 遠藤 慶太「桓武天皇と『続日本紀』」（シンポジウム「桓武天皇とその時代」、『皇學館大学研究開発推進センター紀要』三、平成二十九年）【第一章・第七章】
- 大久保あゆみ「聖武天皇の即位と左大臣長屋王」（『政治経済史学』三七〇、平成九年）【第三章】
- 太田 静六「大饗儀礼——三宮大饗と大臣大饗——」（『寝殿造の研究』、吉川弘文館、昭和六十二年）【第十四章】
- 大津 透「律令制と女帝・皇后の役割」（『古代文化』一一九、平成十六年）【第十四章】
- 大平 和典「『日本後紀』における平城上皇に対する叙述——菓子の変を中心として——」（『日本後紀の研究』、国書刊行会、平成三十年、初出は平成二十年）【第七章】
- 大平 聡「正倉院文書の五つの「絵」——佐伯里足ノート——」（奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』二、真陽社、平成三年）【第九章】
- 岡田 精司「律令的祭祀形態の成立」（『古代王権の祭祀と神話』、塙書房、昭和四十五年）【第四章】
- 〃 「天皇家始祖神社の研究」（『古代王権の祭祀と神話』、塙書房、昭和四十五年）【第四章】
- 岡田 莊司「私礼」秩序の形成——元日拝礼考——」（『平安時代の国家と祭祀』、続群書類従完成会、平成卅年、初出は昭和六十三年）【第十三章】
- 長田 圭介「『不改常典』考」（『皇學館史学』二十三、平成二十年）【第四章・第六章】
- 尾畑喜一郎「高市皇子尊殯宮挽歌——殯宮の場と匍匐の呪儀をめぐって——」（『國學院雜誌』八十二—五、昭和五十六年）【第八章】
- 香椎 宮『香椎宮略誌』（香椎宮、平成二十八年改訂版）【第五章】
- 金子 修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司撰事」（『中国古代皇帝祭祀の研究』、岩波書店、平成十七年）【第二章・第三章・第七章】
- 〃 「皇帝支配と皇帝祭祀」（『中国古代皇帝祭祀の研究』、岩波書店、平成十八年）【第二章】

金子 修一「唐代における郊祀・宗廟の制度」(『中国古代皇帝祭祀の研究』、岩波書店、平成十八年)【第二章】

金子 裕之「平城宮の宝幢遺構をめぐって」(『延喜式研究』十八、平成十四年)【第九章】

狩野 直喜「我朝に於ける唐制の模倣と祭天の礼」(『読書纂余』、弘文堂書房、昭和二十二年、初出は昭和六年)【第二章】

亀井輝一郎「不改常典の「法」と「食国法」」(『九州史学』九十一、昭和六十三年)【第六章】

神谷 正昌「冬至と朔旦冬至」(『日本歴史』六三〇、平成十二年)【第三章】

加茂 正典「『伊吉連博徳書』の再検討——その執筆動機に就いて——」(『文化史学』四十、昭和五十九年)【第三章】

〃 「節旗」考」(『日本古代即位儀礼史の研究』、思文閣出版、平成十一年)【第九章】

川本 重雄「正月大饗と臨時客」(『日本歴史』四七三、昭和六十二年)【第十四章】

来村多加史「唐代皇帝陵の研究」(学生社、平成十三年)【第五章】

〃 「唐代皇帝の送終儀礼」(『唐代皇帝陵の研究』、学生社、平成十三年)【第八章】

北村 文治「伊吉連博徳書考」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上、吉川弘文館、昭和三十七年)【第三章】

北 康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『日本古代君主制成立史の研究』、塙書房、平成二十九年、初出は平成十一年)【第四章】

第五章

〃 「後佐保山陵」の再検討——桓武天皇皇統意識の一断片——」(『続日本紀研究』三七六、平成二十年)【第二章】

第四章

北山 茂夫「平城上皇の変についての一試論」(『続万葉の世紀』、東京大学出版会、昭和五十年、初出は昭和三十八年)【第七章】

章

岸 俊男「朝堂の初歩的考察」(『檀原考古学研究所論集』創立三十五周年記念、吉川弘文館、昭和五十年)【第八章】

久木 幸男「草創期の大学寮」(『日本古代学校の研究』、玉川大学出版部、平成二年)【第七章】

宮内庁書陵部編「皇室制度史料 太上天皇二」(吉川弘文館、昭和五十四年)【第十章】

久野 昇一「前漢末に漢火徳説の称へられたる理由に就いて」(『東洋学報』二十五—三・四、昭和十三年)【第二章】

久保田 収「石清水八幡宮の崇敬と正直の理」(『神道史の研究』、皇學館大学出版部、昭和四十八年、初出は昭和三十一年)

【第五章】

- 熊谷 公男「即位宣命の論理と「不改常典」法」(東北学院大学論集『歴史と文化』四十五、平成二十二年)【第四章・第六章】
- 倉住 靖彦「いわゆる不改常典について」(九州歴史資料館研究論集)一、昭和五十年【第六章】
- 倉林 正次『饗宴の研究(儀礼編)』(桜楓社、昭和四十年)【序論・第八章・第十一章・第十四章】
- 〃『饗宴の研究(文学編)』(桜楓社、昭和四十四年)【序論】
- 〃『饗宴の研究(祭祀編)』(桜楓社、昭和六十二年)【序論】
- 〃『饗宴の研究(歳事・索引編)』(桜楓社、昭和六十二年)【序論】
- 倉本 一宏「一条天皇」(吉川弘文館、平成十五年)【第十一章】
- 栗林 茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」(『延喜式研究』八、平成五年)【第十章・第十四章】
- 〃「平安期における三后儀礼について——饗宴・大饗儀礼と朝覲行幸——」(『延喜式研究』十一、平成七年)【第十章・久禮 日雄「桓武天皇朝の神祇政策——類聚三代格」所収神祇関係官符の検討を通じて——」(『神道史研究』六十四—一、平成二十八年)【第一章】
- 木本 好信『奈良朝政治と皇位継承』(高科書店、平成七年)【第一章・第三章】
- 〃『石上氏と藤原氏』(『律令貴族と政争』、塙書房、平成十三年)【第一章】
- 〃『奈良時代の政争と皇位継承』(吉川弘文館、平成二十四年)【第一章】
- 甲田 利雄「年中行事御障子文注解」(『統群書類従完成会』、昭和五十一年)【序論】
- 河内 祥輔「陽成退位の事情」(『古代政治史における天皇制の論理』、吉川弘文館、昭和六十一年)【第四章】
- 河内 春人「日本古代における昊天祭祀の再検討」(『古代文化』四九二、平成十二年)【第二章・第三章】
- 小林 茂文「早良親王怨霊言説の発明」(『史学』七十九—三、平成二十二年)【第一章】
- 佐伯 有清「新撰姓氏録序説」(『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、昭和三十八年)【第一章】
- 酒井 信彦「小朝拝の変遷」(『儀礼文化』九、昭和六十二年)【第十三章】
- 栄原永遠男「滋野氏の家系とその学問——九世紀における改氏姓の一事例——」(『紀伊古代史研究』、思文閣出版、平成十六年)【第十章】
- 坂本 太郎「儀式と唐礼」(坂本太郎著作集 七『律令制度』、吉川弘文館、平成二十五年、初出は昭和十六年)【第八章・第十四章】

【章】

坂本 太郎『日本書紀と伊吉連博徳』（坂本太郎著作集 二『古事記と日本書紀』、吉川弘文館、昭和六十三年、初出は昭和三十一年）【第三章】

〃 『日本書紀』（坂本太郎著作集 三『六国史』、吉川弘文館、昭和四十五年）【第三章】

〃 『続日本後紀』（坂本太郎著作集 三『六国史』、吉川弘文館、昭和四十五年）【第十章】

鷲森 浩幸『道鏡——政界を揺るがせた怪僧か——』（榮原永遠男編、古代の人物 三『平城京の落日』、清文堂出版、平成十七年）【第四章】

佐藤 信『撰関制成立期の王権についての覚書』（山中裕編『撰関時代と古記録』、吉川弘文館、平成三年）【第十章】

〃 『平城太上天皇の変』（『歴史と地理』五七〇、平成十五年）【第七章】

佐藤 宗諱『元明天皇論——その即位をめぐって——』（『古代文化』三十一一、昭和五十三年）【第六章】

清水 潔『元且四方拜』成立考』（『神道史研究』四十六一、平成十年）【第二章・第七章・第八章】

清水 みき『外戚土師氏の地位——桓武朝の皇統意識に関わって——』（隴谷寿・山中章編『平安京とその時代』、思文閣出版、平成二十二年）【第四章】

東海林亜矢子『中宮大饗と拝礼——男性官人と后——』（『平安時代の后と王権』、吉川弘文館、平成三十年、初出は平成十八年）【第十四章】

新海 一『貞観儀式元正受朝賀儀管説——唐礼との比較研究上の二、三の問題——』（『國學院大學漢文学会々報』十八、昭和四十八年）【第九章・第十一章】

新川登亀男『小墾田宮の匍匐礼』（『日本歴史』四五八、昭和六十一年）【第八章】

新城 理恵『唐代における国家儀礼と皇太后——皇后・皇太后・受朝賀儀礼を中心に——』（『社会文化史学』三十九、平成十年）【第十四章】

末松 保和『新羅史の諸問題』（『東洋文庫論叢』三十六、東洋文庫、昭和二十九年）【第二章】

鈴木 織恵『八世紀の皇后像とその地位』（『駒沢史学』五十七、平成十三年）【第十四章】

鈴木 景二『日本古代の行幸』（『ヒストリア』一二五、平成元年）【第十章】

関 晃 『帰化人』(至文堂、昭和三十一年)【第三章】

〃 『律令国家と天命思想』(関晃著作集四『日本古代の国家と社会』、吉川弘文館、平成九年、初出は昭和五十二年)

【第二章・第三章】

〃 『いわゆる不改常典について』(関晃著作集四『日本古代の国家と社会』、吉川弘文館、平成九年)【第六章】

蘭田 香融 『護り刀考』(『日本古代の貴族と地方豪族』、塙書房、平成四年)【第三章】

高田 淳 『早良親王と長岡遷都——遷都事情の再検討——』(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、続群書類

従完成会、昭和六十年)【第一章】

高橋美由紀 『中世における神宮宗廟観の成立と展開』(『伊勢神道の成立と展開』、大明堂、平成六年、初出は平成四年)【第五

章】

瀧川政次郎 『革命思想と長岡遷都』(法制史論叢 二『京制並に都城制の研究』、角川書店、昭和四十二年)【序論・第一章・第二

章・第三章】

瀧浪 貞子 『上皇別宮の出現』(『史窓』三十八、平成三年)【第十章】

〃 『陽成天皇廢位の真相——摂政と上皇・国母——』(龍谷寿・山中章編『平安京とその時代』、思文閣出版、平成二

十二年)【第四章】

詫間 直樹 『天皇元服と撰関制——一条天皇元服を中心として——』(『史学研究』二〇四、平成六年)【第十一章】

竹内 理三 『八世紀に於ける大伴的と藤原的』(『律令制と貴族政権』、御茶の水書房、昭和三十三年)【第一章】

武田佐知子 『不改常典について』(『日本歴史』三〇九、昭和四十九年)【第六章】

武光 誠 『古代日本と朝鮮の立礼と跪礼・葡萄酒』(『史学論集』五、昭和五十一年)【第八章】

田中 聡 『陵墓』にみる「天皇」の形成と変質——古代から中世へ——(日本史研究会・京都民科歴史部会編『陵墓』から

みた日本史』、青木書店、平成七年)【第四章】

田中 卓 『丹生祝氏本系帳』の校訂と研究——新撰姓氏録の撰進についての一考察——(田中卓著作集二『日本国家の成立と

諸氏族』、国書刊行会、昭和六十一年、初出は昭和三十三年)【第一章】

〃 『天智天皇と近江令』(田中卓著作集 六『律令制の諸問題』、国書刊行会、昭和六十一年、初出は昭和三十五年)

【第四章】

田中 卓 「天智天皇の不改常典」(田中卓著作集六『律令制の諸問題』、国書刊行会、昭和六十一年、初出は昭和五十九年)

【第四章・第六章】

〃 「新校・新撰姓氏録」(田中卓著作集九『新撰姓氏録の研究』、国書刊行会、平成八年)【第一章】

田村 葉子 「二宮大饗の成立と背景」(『史学研究集録』十九、平成六年)【第十四章】

角田 文衛 「首皇子の立太子について」(『日本歴史』二〇一、昭和四十年)【第三章】

〃 「陽成天皇の退位」(『王朝の映像——平安時代史の研究——』、東京堂出版、昭和四十五年)【第四章】

藤堂かほる 「律令国家の国忌と廢務——八世紀の先帝意識と天智の位置づけ——」(『日本史研究』四三〇、平成十年)【第四章】

〃 「天智の定めた「法」について——宣命からみた「不改常典」——」(『ヒストリア』一六九、平成十二年)【第六章】

東野 治之 「元正天皇と赤漆欄木厨子」(『檀原考古学研究所論集』十三、吉川弘文館、平成十年)【第三章】

所 功 「朝賀」儀式文の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、昭和六十年、初出は昭和五十八年)【第十一章・第十三章】

章・第十三章】

〃 「平安朝儀式書成立史の研究」(国書刊行会、昭和六十年)【序論】

〃 「寛平御遺誡」の復元」(『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、昭和六十年)【第四章】

〃 「元旦四方拜」の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、昭和六十年)【第七章・第八章】

〃 「宮廷儀式書成立史の再検討」(国書刊行会、平成十三年)【序論】

中川 収 「奈良朝政治史の研究」(高科書店、平成三年)【第一章】

中西 康裕 「『不改常典の法』と奈良時代の皇位継承」(『続日本紀と奈良朝の政変』、吉川弘文館、平成十四年、初出は平成十二年)【第六章】

二年)【第六章】

中野 高行 「天智朝の帝国性」(『日本歴史』七四七、平成二十二年)【第四章・第六章】

中野渡俊治 「不改常典試論」(『古代太上天皇の研究』、思文閣出版、平成二十九年、初出は平成二十一年)【第四章・第六章】

中村 一郎 「国忌の廃置について」(『書陵部紀要』二、昭和二十七年)【第四章】

中本 和 「中宮大饗と東宮大饗」(『続日本紀研究』四〇四、平成二十五年)【第十四章】

長谷部寿彦「九世紀の天皇と正月朝覲行幸の成立」(『国史学研究』三十一、平成二十年)【第十章】

濱田 耕策「神宮と百座講会と宗廟」(『新羅国史の研究』吉川弘文館、平成十四年、初出は昭和五十七年)【第二章】

早川 庄八「律令制と天皇」(『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、昭和六十一年)【第三章】

〃 「天智の初め定めた「法」についての覚書」(『天皇と古代国家』、講談社、平成十二年、初出は昭和六十三年)【第六章】

林 陸朗「近江令と淨御原律令」(『国史学』六十三、昭和三十四年)【第四章】

〃 「朝鮮の郊祀円丘」(『古代文化』一八〇、昭和四十九年)【第二章】

〃 「長岡・平安京と郊祀円丘」(『古代文化』一八二、昭和四十九年)【序論・第一章・第二章・第三章】

〃 「桓武天皇の政治思想」(山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、昭和五十六年)【第三章・第四章・第五章】

春名 宏昭「平城天皇」(吉川弘文館、平成二十一年)【第七章】

肥後 和男「平安時代における怨霊の思想」(民衆宗教史叢書 五『御霊信仰』、雄山閣、昭和五十九年、初出は昭和十四年)【第一章】

【第一章】

服藤 早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程——天皇家の成立をめぐる——」(『家成立史の研究』、校倉書店、平成三年、初出は昭和六十二年)【第四章・第五章】

〃 「王権の父母子秩序の成立——朝覲・朝拜を中心に——」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』、東京堂出版、平成十一年)【第十章】

【第十章】

藤森 馨「再拝両段小考」(『大倉山論集』四十五、平成十二年)【第八章】

藤森健太郎「日本古代元日朝賀儀礼の特質」(『古代天皇の即位儀礼』、吉川弘文館、平成十二年、初出は平成三年)【第十一章】

〃 「元日朝賀儀礼の衰退と廃絶」(『古代天皇の即位儀礼』、吉川弘文館、平成十二年、初出は平成九年)【第十一章】

〃 「元日朝賀儀の変質と小朝拜の成立」(三田古代史研究会編『法制と社会の古代史』、慶應義塾大学出版会、平成二十七年)【第十三章】

古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、平成十年、初出は昭和五十九年)【第十三章】

- 〃 「平安時代の『儀式』と天皇」(『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、平成十年、初出は昭和六十一年)【第十一章・第十三章】
- 保坂 佳男「奈良時代の冬至——聖武皇子の立太子儀に関連して——」(『続日本紀研究』二六二、平成元年)【第三章】
- 堀 裕「平安初期の天皇権威と国忌」(『史林』八十七—六、平成十六年)【第四章】
- 前川 明久「聖武天皇の養育者と藤原氏」(『続日本紀研究』一五八、昭和四十六年)【第三章】
- 俣野 好治「藤原永手——その政治姿勢と政治的立場——」(栄原永遠男編、古代の人物 三『平城京の落日』、清文堂出版、平成十七年)【第一章】
- 水口 幹記「引用書名から見た古代の学問」(『日本古代漢籍受容の史的研究』、汲古書院、平成十七年)【第七章】
- 宮崎 健司「天平宝字二年の写経」(『日本古代の写経と社会』、塙書房、平成十八年)【第九章】
- 村尾 次郎「桓武天皇」(吉川弘文館、昭和三十八年)【第一章】
- 〃 「延暦の礼文」(『神道史研究』四十二—四、平成六年十月)【第二章・第四章】
- 村山 修一「日本陰陽道史総説」(塙書房、昭和五十六年)【第一章】
- 日崎 徳衛「平安文化史論」(桜楓社、昭和四十三年)【第一章】
- 〃 「政治上上の嵯峨上皇」(『貴族社会と古典文化』、吉川弘文館、平成七年、初出は昭和四十四年)【第十章】
- 〃 「仁寿殿と清涼殿」(『宇津保物語語会会報』三、昭和四十五年)【第十三章】
- 〃 「桓武天皇と怨霊」(『王朝のみやび』、吉川弘文館、昭和五十三年)【第一章】
- 桃 裕行「上代思想・文化」(桃裕行著作集二『上代学制論攷』、思文閣出版、平成五年、初出は昭和十四年)【第七章】
- 矢野 建一「日本古代の「郊祀之礼」と「大刀契」」(共編著、『長安都市文化と朝鮮・日本』、汲古書院、平成十九年)【第二章】
- 山田 英雄「早良親王と東大寺」(『南都仏教』十二、昭和三十七年)【第一章】
- 山田 英雄「伊吉連博徳書と地名」(『新潟史学』二、昭和四十五年)【第三章】
- 山田 雄司「怨霊への対処——早良親王の場合を中心として——」(『怨霊・怪異・伊勢神宮』、思文閣出版、平成二十六年、初出は平成二十三年)【第一章】
- 山中 裕「平安朝の年中行事」(塙書房、昭和四十七年)【序論・第十章・第十三章・第十四章】

山本 幸男「天平宝字二年の御願経書写」(『写経所文書の基礎的研究』、吉川弘文館、平成十四年)【第九章】

楊 永良「元正朝賀儀における諸問題——その法的意義——」(『明治大学大学院紀要』二十一、昭和五十七年)【第十一章・第十四章】

楊 寛「中国皇帝陵の起源と変遷」(西島定生監訳、学生社、昭和五十六年)【第四章・第五章・第八章】

横田 健一「奈良朝における国家理念」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』上、昭和五十五年)【第五章】

吉江 崇「荷前別貢幣の成立——平安初期律令天皇制の考察——」(『史林』八四—一、平成十三年)【第四章・第五章】

吉川 真司「後佐保山陵」(『続日本紀研究』三三一、平成十三年)【第一章・第二章・第四章】

吉川 敏子「大極殿儀式と時期区分論」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、平成十九年)【第九章】

吉川 敏子「天平二十一年四月甲午宣命に見る聖武天皇の意識——天智朝の画期と自身の血縁——」(『続日本紀研究』三六七、平成十九年)【第三章】

吉田 孝「九—一〇世紀の日本」(朝尾直弘ほか編、岩波講座『日本通史』五、平成七年)【第二章・第四章】

〃 「日本の誕生」(岩波書店、平成九年)【第六章】

吉原 浩人「八幡神に対する「宗廟」の呼称をめぐって——大江匡房の活動を中心に——」(中野幡能編『八幡信仰事典』、戎

光祥出版、平成十四年)【第五章】

鷲尾 祐子「前漢郊祀制度研究序説——成帝時郊祀改革以前について——」(立命館東洋史学会叢書 二『中国古代史論叢 初

集』、立命館東洋史学会、平成十六年)【第七章】

和田 萃「タカミクラ——朝賀・即位儀をめぐって——」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、平成七年、初出は昭和五十九年)【第十一章】

和田 英松「奈良朝以前に撰ばれたる史書」(国史研究会編、岩波講座『日本歴史』十、昭和十年)【第三章】

渡辺瑞穂子「藤原京跡呪符木簡と元且四方拝の成立」(『神道宗教』二二五、平成二十一年)【第七章・第八章】

渡部 真弓「元且四方拝」と魂のまつり」(『神道と日本仏教』、ぺりかん社、平成三年、初出は昭和六十一年)【第七章・第八章】

【章】

あとがき

本書は平成三十年二月に皇學館大学に提出し、九月に博士（文学）の学位を授与された学位請求論文『平安時代前期における儀礼整備史の基礎的研究』を基にして、皇學館大学出版助成金の交付を受けたものである。まずは、学部からの指導教員で学位審査の主査もお引き受けくださった清水潔先生をはじめ、皇學館大学に感謝申し上げます。

各章の初出は、以下の通りである（いずれも加筆修正を加えた）。

序論 新稿

〔第一部〕

第一章 次の二篇をもとに改編。

「桓武天皇の御生涯と祭祀（シンポジウム「桓武天皇とその時代」）」（『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第三号、平成二十九年三月）

「桓武天皇朝の怨霊思想と祭祀運営——神祇の中央集権化と氏族の掌握——」（『神道史研究』第六十五卷第一号、平成二十九年四月）

第二章 「日本における昊天祭祀の受容」〔『続日本紀研究』第三七九号、平成二十一年四月〕

第三章 「奈良時代に見られる郊祀の知識——天平三年の対策と聖武天皇即位に関連して——」

〔『続日本紀研究』第三九二号、平成二十三年六月〕

第四章 「山陵祭祀より見た天智・光仁・桓武三天皇への追慕意識」〔『神道史研究』第六十卷第一号、平成二十四年四月〕

第五章 「古代日本の宗廟観——「宗廟」山陵」概念の再検討——」〔『神道史研究』第六十三卷第一号、平成二十七年四月〕

第六章 「「不改常典」に関する覚書」〔『皇學館大学神道研究所紀要』第二十八輯、平成二十四年三月〕

〔第二部〕

第七章 「天地四方拝の受容——「礼記」思想の享受に関連して——」〔『神道史研究』第六十四卷第一号、平成二十八年四月〕

第八章 「唐帝拝礼作法管見——『大唐開元礼』に見える「皇帝再拝又再拝」表記について——」〔『皇學館大学神道研究所報』第八十号、平成二十三年一月〕

第九章 「「儀仗旗」に関する一考察」〔『皇學館大学史料編纂所所報』史料』第二二二号、平成十九年十二月〕

第十章 「正月朝覲行幸成立の背景——東宮学士滋野貞主の学問的影響——」〔『藝林』第五十八卷第二号、平成二十一年十月〕

第十一章 「朝賀儀と天皇元服・立太子——清和天皇家以降の朝賀儀を中心に——」〔『皇學館論叢』

第三十八卷第四号、平成十七年八月)

第十二章 「延長七年元日朝賀儀の習礼——『醍醐天皇御記』・『吏部王記』に見る朝賀の断片——」

(皇學館大学史料編纂所所報『史料』第二二二号、平成二十一年六月)

第十三章 「小朝拝の成立」(『神道史研究』第五十六卷第一号、平成二十年四月)

第十四章 「皇后拝賀儀礼と二宮大饗」(『皇學館論叢』第四十一卷第六号、平成二十年十二月)

結 論 新稿

さて、私が小学校に入学したのは平成元年四月であった。そして平成十三年に皇學館大学に入学することとなった。平成十三年は西暦二〇〇一年にあたり、私は平成最初の小学生、二十一世紀最初の大学生となり、平成の御代のうちに学位を授与していただいたことは、とても不思議な縁であり、感慨深いものがある。

皇學館大学に入学した当時を思い起こせば、私は大学院に進学することなど、まったく考えてはいなかった。転機が訪れたのは大学二年の夏前のことであつたろう。清水潔先生から「研究部会に参加してみないか」というお誘いを受けた。研究部会では大学院生ばかりで『醍醐天皇御記』の講読をしていたが、学部二年生にとっては、付いていくこともままならない難しい議論が行われているという印象しかなかった。しかし、毎回参加し院生の先輩方と交流するうちに、いつしか何ともいえない楽しさが生まれてきた。いわゆる「知る楽しみ」である。自分の知らないことを知ることが、本当に楽しく感じられると気付いたのだ。そして、新しい疑問も生じることになる。研究とはこの繰り返しであると思うが、これが次第に大学院進学への決意へと変わっていった。

大学院の後期課程では、学外の学会に参加する機会が増え、多くの人々と知り合うことができた。そこでもらった現在の自分たちの研究状況や学界の動向についての情報や、意見の交換、時には批判や励ましなどの言葉が、自分にとって大きな自信となったことは、今でも思い出す時がある。研究とは、常に孤独との戦いであり、悩み・不安などは常に付き纏い、まさに「六反震動」(妙法蓮華経提婆達多品第十二)や「没在於苦海」(妙法蓮華経如来寿量品第十六)というような心持の時もあった。そのような時でも、清水潔先生をはじめとする諸先生方から温かく御丁寧な御指導を賜り、無事に学位論文の出版にまでこぎつけられ、感謝の気持ちはひと時も忘れることができない。この場を借りて謝意を表する次第である。また、両親にとっては私は放蕩息子であるかもしれない。しかし、私が大学院で勉強を続けたいという信念を正面から訴えた時に反対もせず、自分が正しいと信じる道を進むのを許してくれたことに対しても、感謝の思いで一杯である。

私が学位論文の執筆に早くから取り組むことができたのは、田中卓先生の大存在が大きい。先生には大学で直接お教えいただいたことはなかったが、皇學館大学奉職後に、先生のご用があつて御自宅に伺った折などには、先生が現在考えておられることについてお聞かせいただいた。お話の最後には、毎回必ず、早く学位論文を完成させるようにと叱咤激励をいただき、とても励みとなった。平成三十年九月に学位を授与していただき、田中先生が逝去される直前に御報告ができたことにとっても安堵している。

学位の審査では、主査の清水潔先生、副査の加茂正典先生、荊木美行先生に御指導をいただき、多くの御指摘と今後の課題・展望を御教示いただいたが、本書には未だ十分に反映ができていない。今後の課題としていきたいと思う。そして、こうして浅学菲才の私が本書を出版できることは、田中先

生、清水先生、加茂先生、荊木先生をはじめ、これまでに私に教えをいただいた諸先生すべてのお導きによるものであり、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

最後に、本書の出版にあたって大変お世話になった、思文閣出版の大地亜希子氏、校正のサポートをしてくださった岩崎智子氏に厚く感謝申し上げます。

平成三十一年四月三十日

平成最後の夜に 令和改元をひかえて

佐野真人

索引

【人名】

研究者名には*を付した。

あ	
哀帝	246, 247
梟犬養姉女	18
秋篠安人	47
朝原内親王	37, 40, 80
安宿王	190~192
安殿親王 →平城天皇	
安倍晴明	34
阿部皇女 →元明天皇	
天照大神(天照太神)	26, 62, 73, 79, 103, 158
天足彦国押命	55
漢高安茂	193
新井喜久夫*	114
粟田真人	105, 106
安祿山	82, 246
い	
五百井女王	30
五百枝王	30, 39
伊吉博徳(伊岐博得)	79, 104~109
韋賢	150
韋玄成	150
韋后	246
石川豊人	29, 56
石川垣守	39
石川吉備人	52, 53
石川名足	38
石野浩司*	75
懿宗	247
石上家成	52, 58
石上東人	52
石上乙麻呂	56, 57
石上国盛	57
石上麻呂	56~58
石上宅嗣	19, 55~58, 62, 199
市川臣	55
壹志濃王	39, 85, 121
一条天皇	9, 118, 130, 131, 264, 267, 268, 272, 275~280, 282, 298
一条兼良	32, 116
市原王	30
井上満郎*	17, 20, 21, 30, 34
井上光貞*	101
井上内親王	23, 25, 27, 43, 46, 47, 49, 50, 57, 62, 63, 81, 136, 138
伊余部馬養	105
岩田真由子*	117
磐余彦 →神武天皇	
允恭天皇	155
う	
禹	128, 129
請田正幸*	101
宇治王	35
菟道稚郎子(宇治稚彦皇子)	148, 149, 155, 159
宇多天皇	9, 24, 25, 118, 127, 134, 187, 201, 215, 255, 256, 268, 298, 300, 301, 306
鸕野皇后 →持統天皇	
鸕野讚良皇女 →持統天皇	
馬大名	101
厩戸豊聡耳命 →聖德太子	

え	
睿宗	221, 244~246
永楽帝	222, 228
恵慈	193, 194
榎村寛之*	23
円融天皇	267~269, 274~276, 278, 280

お	
雄朝津間稚子宿禰皇子	→允恭天皇
王肅	72, 75
王沈	230, 231
応神天皇	33, 134, 160
王辰爾	100
王仙芝	247
王弼	195, 196
淡海三船	56, 199
王柳貴	193
大海人皇子	→天武天皇
大炊王	→淳仁天皇
大碓皇子	154
大江匡房	7, 146, 161, 162, 368
大鷗鶴尊	→仁徳天皇
太田静六*	328
大津透*	331
大津皇子	178
大伴兄人	190, 191
大伴池主	190, 191
大伴金村	155
大伴伯麻呂	29
大伴是成	47, 49, 50
大伴家持	29, 36~41, 48, 81
大伴竹良	41
大伴旅人	37
大伴継人	37~41
大伴永主	41
大伴夫子	38, 42
大伴真麿	38, 39
大伴安麻呂	37
大中臣全成	53, 54
大中臣清麻呂	18, 19
岡田莊司*	297
岡田精司*	114

岡宮御宇天皇	→草壁皇子
刑部親王(忍壁皇子)	105, 178
他戸親王	
23, 25~27, 40, 43, 46, 50, 62, 63, 83, 138	
牡鹿木積麻呂	38
小野東人	190, 191
小治田乙成	233~235
首親王	→聖武天皇
尾張女王	25

か	
何晏	195, 196
覚罽	194
赫居世	84
笠王	39, 121
花山天皇	118, 119, 268
柏原天皇	→桓武天皇
春日宮天皇	→志貴皇子
嘉靖帝	222
勘解由小路経光	137
門部王	157
金子修一*	99
金子裕之*	229
狩野直喜*	72
上道斐太都	191
亀井輝一郎*	169, 176, 182
賀茂県主	59
加茂正典*	105, 229
川島皇子(河島皇子)	136, 178
川本重雄*	337
桓王	74, 86
桓武天皇	4~7, 10, 15, 16, 20, 23~34, 36, 37, 39, 40, 43, 45, 46, 50, 51, 54, ~ 63, 71~75, 78, 80, 81, 83~86, 88~90, 96, 103, 107, 109, 114~120, 122, 126~ 129, 132~134, 137, 139, 147, 153, 166, 167, 175~180, 199~205, 267, 298, 300, 366~369, 372, 373

き	
棄	128, 129
儻宗	246, 247
来村多加史*	151, 152, 219

北村文治* 104, 105
 北康宏* 81, 115, 147
 季德己麻次 193
 季德進奴 193
 紀馬守 39, 121
 紀古佐美 33
 紀白麻呂 39, 41, 48
 吉備泉 42
 吉備真備 18, 20~22, 25, 75, 103, 109, 367
 黄文王 190, 191
 木本好信* 42, 57
 堯 128
 恭帝 245
 淨野夏嗣 101
 淨野宮雄 101
 欽明天皇 114, 193

<

孔穎達 189
 草壁皇子
 16, 17, 106, 122, 168, 176~178, 180
 百濟王善光 194
 熊谷公男* 166, 172, 173
 久米奈保麻呂 57
 久米若女 57
 藏伎美麻呂 97~102
 倉林正次* 3, 215, 263, 328, 336
 倉本一宏* 276
 栗林茂* 243, 328
 久禮旦雄* 59

け

景行天皇 154
 敬宗 246
 繼體天皇 114, 155, 156, 192, 193, 204
 惠帝 245
 元正天皇 17, 164, 170~177, 180, 183
 源信 87, 88, 315
 玄宗 152, 219, 244~246
 顯宗孝明帝 150
 元德太子 → 楊昭
 元明天皇
 4, 6, 16, 17, 115, 165~174, 176~180

こ

後一條天皇 272, 277, 279, 298
 孔安国 195, 196
 洪熙帝 222
 孝敬皇帝 → 李弘
 皇極天皇 144, 188, 194, 204
 孝謙天皇 4, 6, 35, 115, 123, 166, 171~
 175, 177, 191, 192, 235, 236
 光孝天皇 117~119, 126, 133, 139, 175,
 266, 268, 280
 高后 156
 孝昭天皇 55
 高祖(唐) 122, 152, 217, 219, 245
 高宗 105, 152, 153, 219, 221, 330
 黄巢 247
 甲田利雄* 3
 弘治帝 222
 河内春人* 74, 86, 88, 96, 108
 光仁天皇 4~6, 15~17, 20, 22~25, 27,
 29~32, 34, 43, 45, 49, 59, 72~74, 81,
 83, 85, 86, 90, 96, 114~116, 120~122,
 128~130, 135~139, 147, 175, 177~
 180, 200, 202, 367, 368
 光武帝 150, 151
 光明皇后(光明子) 191
 光烈皇后 151
 後家河万呂 233~235
 木事命 55
 巨勢文雄 121, 160
 固德王保孫 193
 固德丁有陀 193
 固德馬丁安 193
 小林茂文* 50
 狛茂樹宿禰 216, 224
 高麗福信 19
 惟喬親王 87, 88
 惟彦親王 251, 252
 惟仁親王 → 清和天皇
 惟宗允亮 32, 78, 130, 131, 134, 135, 139

さ

齊明天皇 6, 55, 79, 104

佐伯今毛人 42
 佐伯高成 38, 40, 41
 嵯峨天皇 5, 7, 8, 10, 89, 117~119, 127,
 132, 134, 139, 187, 190, 199, 201~205,
 242, 247, 267, 300, 332, 369, 372
 酒井信彦* 297
 荣原永遠男* 250
 酒人内親王 24, 25
 坂本太郎* 104, 248, 329
 鷲森浩幸* 135
 佐藤信* 243
 姐弥文貴將軍 192, 193
 早良親王 40~43, 46~51, 59, 61~63,
 81, 121, 122
 三条天皇 118

 し
 塩焼王 18, 35, 191
 志貴皇子(施基皇子・芝基皇子)
 25, 43, 81, 121, 122, 136, 178~180, 368
 重明親王 288~291, 294
 滋野家訖 250
 滋野奥子 251
 滋野貞雄 250
 滋野貞主 242, 243, 247, 250~252, 257, 370
 滋野繩子 251
 始皇帝 245
 時子内親王 251
 史思明 82
 史朝義 82
 持統天皇 16, 17, 104, 168, 172, 173, 176
 ~180, 224, 368
 司馬倫 245
 清水潔* 75, 201, 212
 下毛野古麻呂 105
 柔子内親王 251
 肅宗 82
 叔孫通 217
 朱全忠 247
 舜 128, 129
 順宗 245, 246
 淳和天皇 88, 89, 114, 117, 123, 238, 251,

267, 332, 338, 340
 淳仁天皇 18, 35, 36, 122, 175, 177, 235~
 237, 239, 370
 鄭玄 72, 75, 189, 195, 196
 東海林垂矢子* 328
 勝子内親王 251, 252
 称城王 47
 炤知麻立干 84
 殤帝 246
 称徳天皇 4, 18~23, 36, 43, 59, 63, 74,
 122, 123, 135, 136, 138, 139, 175, 177,
 179
 聖徳太子 130, 193, 194, 204, 231, 232, 239, 370
 聖武天皇 4, 6, 17, 35, 43, 78~81, 89, 96,
 97, 106, 107, 109, 121, 136, 166, 169~
 177, 179, 180
 舒明天皇 156
 白壁王 →光仁天皇
 新海一* 229, 263
 神功皇后 33, 134, 154, 160
 新城理惠* 330
 辰孫王 100, 101
 神武天皇 33, 79, 97, 103, 134

 す
 推古天皇 114, 131, 193, 194, 231, 232,
 238, 239, 370
 鄒衍 98, 102
 末松保和* 84
 菅野真道 47, 100
 習宜阿曾麻呂 22
 朱雀天皇 127, 268, 273, 276, 278
 崇神天皇 153, 156
 鈴木織惠* 331
 鈴木景二* 243, 248
 崇道尽敬皇帝 →舍人親王
 崇道天皇 46~51, 126
 洲利即爾將軍 192, 193

 せ
 成化帝 222
 静帝 80, 231

成帝 156
 正統帝 222
 正徳帝 222
 清和天皇 8~10, 74, 87, 117~119, 121,
 127, 132, 133, 139, 160, 263, 264, 267~
 271, 274~276, 280~282, 287, 289, 293,
 299, 301, 306, 370~372
 関晃* 73, 100, 177
 施徳王道良 193
 施徳三斤 193
 施徳潘量豊 193
 宣帝 150
 宣徳帝 222

そ

莊襄王 245
 贈武元皇帝 →桓王
 蘇我稻目 100
 蘇我蝦夷 101, 188
 則天武后 221, 246
 藪田香融* 106

た

醍醐天皇 118, 119, 123, 127, 134, 214,
 215, 254~256, 268, 269, 287, 288, 291
 ~294, 296, 300, 302, 371, 387
 泰信 47, 49
 太宗(唐) 152, 219, 245
 代宗 82
 對徳進陀 193
 平高棟 88
 平将門 273
 米餅搗大使主命 55
 高野天皇 →孝謙天皇
 高野新笠 15, 119, 147
 瀧川政次郎* 28, 72
 当麻王 39, 121
 詫間直樹* 269, 275
 竹内理三* 57
 武田佐知子* 176
 高市皇子 178
 多治比礼麻呂 190, 191
 多治比攢養 190, 191

多治比鷹主 190, 191
 多治比土作 19
 多治比伯 157
 橘嘉智子 254
 橘奈良麻呂 7, 18, 190~192, 198, 199
 橘諸兄 18
 建部千繼 52, 54
 田中聡* 115, 117, 123, 130, 131
 田辺広足 157
 田村皇子 →舒明天皇
 田村葉子* 328
 淡海公藤原朝臣 →藤原不比等
 段楊爾 192, 193

ち

智証麻立干 84
 茅野王 →文室浄三
 仲哀天皇 154, 160, 162
 中宗 221, 246
 張衡 86
 調子王 46, 48

つ

作良王 53, 54
 恒貞親王 88
 津連真道 →菅野真道

て

帝譽 128, 129
 天智天皇 4~7, 10, 17, 20, 22, 31~34,
 43, 49, 62, 71, 72, 81, 89, 90, 96, 114~
 123, 126~139, 147, 165~168, 170~
 181, 200, 366~368, 372, 373
 天順帝 →正統帝
 天武天皇 4, 6, 16~18, 22, 32, 35, 55, 71,
 73, 74, 90, 96, 115, 116, 129~131, 136,
 138, 165, 166, 178~180, 194, 367, 368

と

道鏡 18, 21~23, 135, 136, 138, 139
 道昭 101
 道深 193
 藤堂かほる* 129, 167, 182

十市和万呂	233~235
徳宗	246
所功*	3, 191, 212, 263, 268, 297, 305
舍人親王	36, 122
伴善男	133
杜預	195, 196
豊受大神	158
曇恵	193

な

長親王	21, 22
長田圭介*	136, 165, 166, 178
中臣道成	53, 54
中西康裕*	166, 175
中大兄皇子	101
仲野親王	125~127
中野高行*	166
中野渡俊治*	166
中村一郎*	119
中本和*	328
長山泰孝*	176
奈率王有悛陀	183
檜原東人	250
南解王	84

に

饒速日命	55
西本昌弘* 3, 4, 42, 123, 203, 215, 229, 330	
仁藤敦史*	4, 71, 81, 85, 366
仁徳天皇	55, 154
仁明天皇	8, 72, 88, 89, 117~119, 126, 127, 133, 242, 243, 250~252, 254, 256, 257, 267, 299, 301, 338, 370

の

農	128, 129
濃子内親王	251, 252
能登内親王	29, 30

は

土師犬養	161
橋本義則*	229, 261
長谷部将司*	42

長谷部寿彦*	243
濱田耕策*	84
早川庄八*	175
林稻麻呂	39, 41, 42
林陸朗*	28, 73, 84, 107, 114, 147
春澄善繩	248
春名宏昭*	203
万曆帝	222

ひ

穂田親王	24, 25, 31
氷上川継	25, 35~37, 40, 43, 200
肥後和男*	50
久木幸男*	195
敏達天皇	231, 239, 285, 343, 370

ふ

服虔	195, 196
服藤早苗*	114, 120, 147, 243
武后 → 則天武后	
葛井王	47
葛井広岐	53, 54
藤森健太郎*	263, 264, 297
藤原総継	125, 127
藤原四子(藤原武智麻呂・藤原房前・藤原宇合・藤原麻呂)	16
藤原小依 → 藤原雄依	
藤原詮子	276
藤原巨勢麻呂	161
藤原高藤	125, 127
藤原胤子	125, 126
藤原魚名	19
藤原宇合	16, 20, 38, 56
藤原小黒麻呂(藤原小黒丸)	33
藤原緒嗣	24, 25, 47
藤原乙春	127
藤原乙牟漏	117, 258
藤原雄依	39
藤原数子	127
藤原清河	19
藤原公任	216
藤原藏下麻呂	19, 20
藤原是公	38, 39

藤原定方 290
 藤原実資 225
 藤原順子 123
 藤原宿奈麻呂 → 藤原良継
 藤原忠平 290, 292, 296, 336
 藤原忠通 337
 藤原種継 20, 37, 40~43, 46, 49~51, 57,
 61, 80, 81, 83, 200, 203
 藤原田麻呂 19
 藤原繼繩 88
 藤原定子 276
 藤原時平 289, 294
 藤原豊成 191
 藤原永手 20~22, 136, 190, 191
 藤原仲成 202, 203
 藤原仲平 25, 289~292, 294
 藤原仲麻呂 18, 35, 175, 191, 236
 藤原繩麻呂 19, 20
 藤原濱成 25, 31, 36
 藤原玄上 292
 藤原広嗣 216, 222
 藤原房前 16
 藤原不比等
 6, 105~107, 109, 114, 115, 129~131
 藤原冬嗣 118, 119
 藤原法壹 35
 藤原麻呂 16
 藤原道隆 276, 277
 藤原道長 213
 藤原武智麻呂 16, 107, 109
 藤原基経 25, 127, 289, 336
 藤原百川 20~26, 28, 31, 34, 43, 45, 56,
 57, 62, 83, 200
 藤原行成 4, 11
 藤原良継 23, 57, 62
 藤原善直 292
 藤原良房 87, 88, 248, 254
 藤原良相 88
 藤原頼長 337
 経津主神 55
 武帝 77, 245
 武帝(魏) 151
 道祖王 18, 35, 175, 191

船沙弥麻呂 97~101
 船親王 161
 船史恵尺 101
 古瀬奈津子*
 263, 268, 281, 297, 300, 301, 306
 布留高庭 52~54, 58
 不破内親王 18, 35
 文帝(隋) 74, 80, 86, 153, 156, 231, 232,
 236, 238, 239, 370
 文帝(魏) 151
 文室大市 19, 21
 文室浄三 19, 21, 22
 へ
 平城天皇 39, 42, 43, 46, 48, 50, 63, 81,
 88, 123, 125, 202, 258, 265, 267
 平城御宇天宗高紹天皇 → 光仁天皇
 ほ
 伯耆桴麻呂 38, 39
 穂積臣押山 192, 193
 誉田天皇 → 応神天皇
 堀裕* 120
 ま
 正良親王 → 仁明天皇
 俣野好治* 22
 み
 三方王 35, 36
 瑞齒別天皇 → 反正天皇
 道康親王 → 文德天皇
 源多 270, 336
 源高明 279, 281, 282, 298
 源為憲 187
 源常 248, 254
 宮道列子 127
 む
 村尾次郎* 16, 73, 80, 85, 122, 137
 村上天皇 118, 119, 134, 268
 村山修一* 34

	め	
明帝		150, 151
目崎徳衛*		243
	も	
本居宣長		165, 180, 215, 216, 222
元平親王		289
本康親王		251
物部烏		193
物部日向		55
物部連麻呂 →石上麻呂		
桃裕行*		193
文徳天皇	5, 9, 10, 71~74, 87~90, 96,	
	100, 117~119, 121, 123, 126, 127, 137,	
	139, 140, 159~161, 164, 200, 201, 250,	
	252, 257, 266~268, 293, 297, 299, 301,	
	306, 338, 340, 341, 371, 372	
文武天皇	16, 17, 32, 106, 107, 109, 116,	
	122, 131, 166, 168, 169, 170, 172~174,	
	176~180, 232	
	や	
矢野建一*		74
山田英雄*		42
山田雄司*		50
養徳馬飼連乙麻呂		157
日本武尊		154
山中裕*	3, 256, 297, 336	
山上船主		35, 36
山部王 →桓武天皇		
	ゆ	
弓削浄人(弓削清人)		18, 22
弓削女王		36
湯原親王		25
	よ	
楊永良*		263, 331
楊寛*	150, 151, 163	
楊貴妃		246
楊広 →煬帝		
楊国忠		246

楊昭		153
陽成天皇	32, 116~119, 127, 139, 268,	
	270~272, 276, 278, 289	
楊素		86
煬帝	74, 86, 153, 245	
楊勇		86
横田健一*		158
吉江崇*		120, 147
吉川真司*	81, 121, 229	
吉田孝*		81, 166
吉原浩人*		148
	り	
李亨		247
李賢		221
李元吉		245
李建成		245
李弘		221
李純		246
李世民 →太宗		
隆慶帝		222
劉克明		247
劉太公		244, 245
劉邦		122, 189, 244
	れ・ろ	
冷泉天皇		118, 268
盧賁		231, 236, 239, 370
	わ	
和氣王		18
和氣清麻呂		22, 135
和氣広世		42
鷲尾祐子*		190
和田萃*		263, 264
渡部真弓*		191
王仁		101

【事項名】

あ	
東遊	213
安史の乱	82
い	
伊吉連	7, 27, 62, 79, 104, 105, 108, 146, 149, 161, 162, 368
伊勢大神宮(伊勢の神宮)	27, 59, 60, 117, 118
勤臣	250
伊蘇志臣	250
石上朝臣	20, 52, 55
石上氏	55, 57~59, 63
石上大朝臣(石上朝臣)	20, 52, 55
石上社(石上神宮)	51~55, 58~61, 63
乙巳の変	101, 166
石清水臨時祭	213, 214
殷	76, 255
殷曆	76
う	
宇佐八幡宮	18, 22
宇佐八幡宮神託事件	22
え	
恵我長野西陵	162
駅鈴	191
お	
応天門の変	133
近江令	130, 131, 134, 139, 165, 166, 175, 368
大藏省	213
大伴氏	40~43, 50, 57, 58, 61~63
大原野社	216
食国法	168, 169
乙訓寺	39, 40, 81

御元服後宴	278, 279
音博士	194
陰陽道	34, 214
陰陽寮	158, 194
怨霊祭祀	50
怨霊思想	5, 15

か

夏(王朝)	76, 129
外寮寮	194
柿本朝臣	55
香椎廟(櫻日廟)	161, 162
柏原陵(柏原山陵)	24, 32, 33, 44, 83, 117, 118, 123, 126, 132, 133, 140
春日祭使	52, 53
甲子革命	4, 5, 15, 28, 73
神代三陵	33, 118, 134
賀茂社	59
夏曆	76
西文氏	100, 101
漢	150, 245
冠位十二階	232, 239
元興寺	101
元日朝賀儀(朝賀儀)	6~9, 72, 75~78, 80, 89, 96, 97, 104, 105, 107, 108, 137, 151, 215, 223, 229, 230, 232, 237~239, 244, 254, 263~265, 267~282, 287~294, 296~299, 301~306, 328~331, 335, 336, 338~341, 367, 370~372
元日節会	9, 272, 276, 278, 279, 299, 329, 335, 336, 338, 340, 341, 372
元旦四方拝	7, 8, 75, 187~190, 199, 201~203, 205, 211, 212, 214, 223, 224, 369
漢風諡号	199

き

魏	151, 231, 239, 369
儀仗旗	8, 229~239, 369, 370
キトラ古墳	230
祈年祭	59, 60, 100, 103, 107, 109
御璽	191
浄御原令	131

く
 葉子の变 89, 132, 202, 203
 百濟 73~75, 84, 85, 90, 160, 192~195,
 233, 234
 百濟王氏 73, 74, 85
 藏氏 101
 藏人所 203
 群臣上賀及寿儀(群臣上賀并寿儀)
 267, 275

け
 繼嗣令 166
 月像幢 230, 237
 玄暉門 328, 331~334
 遣新羅使 85
 遣隋使 3
 遣唐使
 3, 6, 79, 96, 103, 104, 106~109, 367
 玄武 33, 34, 229~231, 237~239, 370
 玄武旗(玄武幢) 8, 229, 237, 238
 元服宴 274, 278
 元服儀 246, 264, 269, 271~275, 278, 279
 玄武門の変 245
 憲法十七条 131, 232, 239
 顯陽殿 245
 建礼門 213

こ
 皇后拝賀儀
 9, 306, 328~332, 334~341, 371, 372
 郊祀 6, 44, 71~75, 77~90, 96~105,
 107~109, 115, 120, 137, 147, 189, 201,
 367
 光順門 330
 黄巢の乱 247
 皇祖宗廟 155
 皇太子奏賀 279, 281, 282
 皇太子傳 55, 88
 皇地祇 189
 皇帝元服 221, 247
 皇帝拜五陵 8, 152, 211, 217
 昊天祭祀 5, 6, 15, 16, 44, 71, 72, 75, 77,

80, 81, 89, 90, 96, 100, 103, 104, 107,
 109, 200~202, 204, 205, 220, 223, 367,
 369
 昊天上帝 44, 71~73, 75, 79, 80, 83, 89,
 97, 103, 189
 後宴 275, 278, 279
 後漢 150, 151
 国忌 4, 6, 7, 32, 47, 49, 81, 114~116,
 119, 120, 122, 123, 127~129, 138~140,
 146~149, 153, 159, 162, 165, 368
 国忌省除令
 6, 119, 120, 146~148, 162, 368
 五経博士 192~194, 204
 国学 197
 告代祭天 74
 後田原陵 49, 125
 小朝拝 9, 268, 269, 285, 296~299, 301
 ~306, 339~341, 371, 372
 五方上帝 189
 金剛般若経 46, 48, 49, 233, 237

さ

斎王 23, 27, 62
 西大寺 27, 123
 斎内親王 40, 80
 再拝 8, 152, 154, 155, 158, 202, 211~
 227, 238, 244, 270~272, 303, 304, 332
 ~334, 369
 再拝又再拝
 8, 211, 212, 218~223, 226, 227, 369
 西隆寺 27
 佐伯氏 40~43, 57, 62, 63
 嵯峨陵(嵯峨山陵) 118
 朔旦冬至 78, 79, 100, 104, 108
 散位寮 233~236
 三昭 119, 147, 149
 三正説 76, 77
 三穆 119, 147, 149
 山陵祭祀 6, 7, 114, 120, 140, 146, 147,
 149, 153, 161, 162, 367, 368
 山陵使 118
 山陵拝 211, 212, 214, 217, 220, 223, 224

- し
- 式部省 194, 197, 332
 衿享 220, 223, 369
 時享 220, 221, 223, 369
 滋野宿禰 250, 262
 仁寿殿 297, 298, 304, 306
 四神旗 8, 229, 231, 239, 369
 四神相応 33, 34
 紫宸殿
 134, 270~272, 274, 299~301, 306, 371
 四拜 215, 216, 222, 223, 311
 写経所 232~237
 周 76, 77, 129
 秀才試 197
 周曆 76
 受禪即位 236
 受蕃国使表 263
 春祠 220
 讓位宣命 31, 34, 170~177, 180
 讓国議 174
 牀帳 218, 219
 承天門 300, 301
 小冬至 77, 104
 昭廟 149
 常幣 114, 115, 118, 212, 213
 昭穆の制 149
 昭陵 152, 219, 222
 上陵制度(上陵の礼) 150, 151
 承和の変 88
 蜀 246
 書博士 194
 諸陵寮 114, 162, 212
 新羅 84, 85, 90, 160, 161, 194
 新羅王 74, 84
 死霊祭祀 50
 秦 59, 76, 77, 240, 245
 讖緯説 4, 5, 15, 28, 73
 神祇祭祀 61, 64, 86, 100, 109, 201
 新羅索経 233
 進酒の礼 219
 壬申の乱 90, 178
 寝殿の儀 218, 219
- 寝殿拜 217
 親王禪師 42, 62
 辛酉革命 4, 5, 15, 28, 73
- す
- 隋 86, 231, 232, 236, 238, 239, 370
 朱雀 33, 34, 229~231, 237~239, 370
 朱雀旗(朱雀幢) 8, 229, 237, 238
- せ
- 西晋 231, 239, 245, 369
 青龍 33, 34, 229~231, 237~239, 370
 青龍旗(青龍幢) 8, 229, 237, 238
 清凉殿 9, 268, 296~298, 301, 302, 305,
 306, 308, 309, 371
 釈奠 194, 199
 節会 215
 仙花門 297, 298
 前漢 189, 192, 244
 千手千眼経 233
 踐祚大嘗祭儀 235
 宣命 174, 175, 181, 305
- そ
- 造石上神宮使 52, 53
 奏賀 269, 279~282, 287, 288, 291, 292,
 294, 302~305, 335, 339
 奏瑞 287, 288, 291~294, 303~305
 宗廟 6, 7, 32, 84, 114, 115, 120, 121, 146
 ~151, 153~162, 220, 368
 宗廟祭祀
 6, 114, 115, 120, 147, 153, 161, 162, 220
 宗廟社稷 154, 155, 158
 即位式 8, 80, 106, 109, 174, 229, 235,
 236, 238, 263, 264, 270, 274, 282, 371
 即位宣命 165~181
 属星拜 202, 212, 223
- た
- 大安殿 78, 112
 大化改新 134, 139, 165, 180, 284
 大学 101, 194~200
 大学頭 16, 24, 74, 90, 196, 197, 199, 200,

204, 208, 250, 252, 257, 367, 372
 大学博士 78, 194
 大学寮 194, 195, 198, 199, 204
 大饗 9, 243, 259, 306, 328, 329, 332~
 338, 340, 341
 大極殿 21, 136, 215, 229, 230, 235, 263,
 265, 269, 273, 276, 288, 289, 296, 300,
 303, 304, 306, 371
 大祀 189
 太政官式 288, 294
 大嘗祭 55, 78, 106, 109, 215, 235~237, 239, 370
 大臣大饗 328, 334, 336~338, 340, 341, 372
 太祖廟 149, 220
 大刀契 74, 383
 大宝律令 105, 109, 131, 232
 内裏 300
 高松塚古墳 230
 太上天皇制 203, 252, 258
 橘奈良麻呂の乱 7, 18, 190
 龍田祭 60
 辰日節会 86, 100, 109
 田邑陵 121, 125, 126
 田村第 191
 田原東陵 126
 田原陵 43, 49, 85, 125

 ち
 治天の君 252, 258
 朝賀東宮儀 223
 朝覲行幸 8, 214, 215, 242~244, 247~
 249, 252, 254, 256~258, 370
 朝堂院 42, 300
 朝拝 238, 269, 271~279, 288, 292, 329,
 331, 339
 勅旨金剛般若経 237

 て
 禱享 220, 223, 369
 転経悔過 46, 49
 天子七廟制 114, 147
 天子の拝 188, 190, 192, 199

天神地祇 170, 178
 天地四方拝 8, 75, 187~190, 192, 199,
 202, 204, 211, 212, 214, 223
 天皇元服儀 264, 271~273, 275
 天皇元服朝拝事 271
 天皇即位(天皇即位儀) 229, 263, 264
 天命思想 71, 73, 86, 367

と

唐 150~152, 238, 245, 247, 301
 道鏡事件 135, 138, 139
 東宮学士 243, 250~252, 257, 370
 東宮職員令 251
 春宮大夫 37, 41, 88
 東宮拝賀儀 9, 328, 329, 332, 334, 338~
 341, 371, 372
 冬至賀辞 78
 冬至儀礼 6, 79, 103~109
 冬至朝賀 76, 78~80, 89, 96, 104
 冬至の宴 6
 冬雩 220
 東大寺 27, 42~44, 58, 62
 東大寺写経所 232~234
 多武峯 127
 徳政相論 15
 鳥見山祭祀 103

な

長岡京 4, 5, 15, 28, 34, 40, 42, 45, 53, 71,
 73, 81, 85, 367
 中務卿 16, 24, 74
 中臣氏 59
 七日節会 275, 276, 279
 南郊円丘 44, 71, 80

に

新嘗祭 86, 88, 89, 100, 103, 107, 109, 201
 二宮大饗 9, 306, 328, 329, 332~334,
 336~338, 340, 341, 371, 372
 二昭二穆 149
 二所朝廷 203
 日像幢 230, 237

の

荷前常幣 114
 荷前別貢幣 6, 114, 119, 147, 153, 212, 367
 荷前奉幣 49, 147, 162, 212, 213
 後佐保山陵 39, 43, 121

は

拝陵 151, 152, 217
 拍手礼 215
 白村江の戦い 195
 薄葬 56
 秦氏 59
 八幡神 7, 60, 146, 149, 160~162, 368
 八省院 133, 269, 273, 275, 276, 288, 318,
 324, 354
 万歳 188, 231, 238, 239, 271, 272, 303,
 304, 370
 万歳旗 238, 239, 303, 304, 370

ひ

永上川継謀反事件 25, 35~37, 40, 43, 200
 百濟寺 73
 白虎 33, 34, 229~231, 237~239, 370
 白虎旗(白虎幢) 8, 229, 237, 238
 広岡山陵 85
 広瀬祭 60

ふ

不改常典 4, 6, 7, 115, 128, 130, 131, 136,
 138, 165~183, 368
 深草陵(深草山陵) 117, 118, 126, 133
 服翫 218, 219
 藤原氏 5, 37, 40, 42, 43, 50, 57, 58, 62,
 63, 83, 89, 125, 126, 200
 藤原式家 20, 57
 藤原種継暗殺事件 20, 37, 41, 43, 46, 49
 ~51, 57, 61, 63, 80, 200
 藤原仲麻呂の乱 18, 35
 船氏 100, 101
 船史 100, 101
 布留氏 54, 55
 布留御魂 54

へ

平安京 15, 32~34, 45, 46, 53, 116, 132
 ~134, 139, 368
 平城宮 37, 39, 80, 126, 229
 平城京 16, 42, 53, 132
 平城太上天皇の変 203

ほ

宝幢 229
 鳳輦 253~255
 北魏 238
 北周 80, 231, 232, 239, 261, 370
 濃州 247
 穆廟 149
 渤海国王 245
 渤海使 215, 216
 梵釈寺 153

ま・み

松尾社 59
 明経試 197
 明経道 198

も

物部朝臣 55
 物部氏 55, 58
 物部大連氏 55
 物部首氏 55
 物部連 55, 68, 193
 文章生試 250, 251

や

薬師経 233
 八島陵 126
 山科陵(山階山陵)
 49, 117~119, 121, 123, 126, 131, 165

よ

吉野盟約 136, 178
 万代宮 132~134, 139, 368

ら・り・れ

洛陽	245
立太子	5, 16, 17, 19~21, 23~26, 31, 34, 35, 42, 43, 45, 57, 62, 81, 83, 84, 86, 88 ~90, 96, 106, 135, 136, 175, 194, 199, 200, 221, 245, 251, 280~282, 366
律令制	69, 105, 131, 132, 134, 139, 198, 204, 254, 264, 301, 305, 306
諒闇登極	235, 236
両儀殿	301
両段再拝	8, 202, 211~217, 222~224, 369
陵拝	202
陵墓祭祀	115, 120, 147, 148
厲山氏	128, 129

【史料名】

あ行

伊吉連博徳書	79, 104, 105, 108
宇多天皇御記	24, 25, 187, 201
易経	192
延喜式	33, 118, 123, 127, 134, 139, 162, 201, 236, 254, 290, 334, 339, 341
延喜式部式	161, 290
延喜諸陵寮式	162
延喜践祚大嘗祭式	235
延喜中宮式	334
延暦儀式帳	62
大鏡	87

か行

開元後格	77, 104, 108
学令	195, 196, 198
楽経	192
漢書	120~122, 150, 156, 159, 160, 189, 206, 243, 244, 252
寛平御遺誡	134, 135, 139, 300
儀式	9, 213, 229, 235~238, 254, 264, 269, 271, 272, 279, 282, 287~290, 292, 293, 304, 328~335, 337, 339~341, 371
九暦	336
京都府木幡寺鐘銘	34
金史	222
公卿補任	18, 19, 21, 251, 294
百濟本記	192
口遊	187, 205
旧唐書	79, 104, 152
経国集	6, 79, 80, 97, 101, 102, 108, 251, 252, 257, 367
芸文類聚	129
外記日記	288, 289, 291, 293, 294, 336
顕慶礼	75
元史	222
考課令	197, 198

孝経 195, 196, 198, 249
 江家次第 124, 212
 江次第鈔 32, 116
 弘仁格 131, 132
 後漢書 150
 古事記伝 215
 国記 101
 権記 87

さ行

西宮記 212~214, 238, 252~255, 257,
 271, 272, 279~282, 287, 291, 296~298,
 303, 328, 332~337, 340, 341
 冊府元龜 77, 104, 244
 三国史記 84
 三正綜覧 79, 104
 史記 76, 84
 職員令 199, 251
 詩経 192, 193
 資治通鑑 330
 周易 107, 193, 195, 196, 198
 周篇 98, 101
 周礼 44, 71, 80, 188, 189, 195~198, 206
 春秋経 192
 春秋左氏伝 195, 196, 198, 206
 淳和天皇御即位記 238
 尚書 193, 195, 196, 198
 正倉院文書
 8, 229, 232~234, 237, 239, 250, 370
 小右記 213, 214, 216, 224, 278, 279, 302
 書経 192
 続日本紀 6, 7, 16, 17, 19~22, 24, 26~
 31, 35~40, 43, 44, 55, 56, 74, 78, 81~
 83, 96, 100, 119, 121, 129, 135, 146, 147,
 157, 158, 161, 167, 169, 171~176, 190,
 191, 216, 230, 232, 235, 236, 239, 250, 368
 続日本後紀 7, 117, 146, 148, 158, 161,
 248, 254, 258, 267
 新羅本紀 84
 清史稿 222
 晋書 151
 新撰姓氏録 61, 250
 新撰年中行事 123

新唐書 79, 104, 151, 152, 222, 237, 238
 隋書 74, 80, 231
 政事要略 32, 33, 78, 119, 130, 134, 135,
 139, 212, 213, 287, 288
 清涼記 212, 213
 全晋文 230
 宋史 228

た行

大学弘仁式 196, 197
 台記 337
 醍醐天皇御記 9, 214, 255, 268, 287, 291,
 293, 294, 296, 371
 大藏経 153
 大唐開元礼 8, 44, 71, 72, 74~77, 96,
 100, 152, 189, 201, 204, 211, 212, 216,
 217, 219~223, 237, 244, 246, 247, 264,
 329~332, 369
 大唐郊祀録 74
 大唐六典 300, 301
 内裏儀式
 75, 187, 201, 202, 212, 215, 329, 330
 内裏式 3, 9, 238, 251, 252, 257, 289, 291
 ~294, 329~332, 371, 372
 朝野群載 160
 通典 227, 330
 帝王編年記 28, 57
 貞信公記 296, 336
 東大寺勅物帳 106

な行

日本紀略 20, 33, 37~40, 42, 45, 46, 48
 ~59, 60, 81, 117, 118, 161, 258, 267,
 273~275, 277~280, 291, 295, 302, 306
 日本後紀 33, 47~54, 58, 60, 61, 72, 132,
 161, 203, 215, 250, 258, 267
 日本三代実録 117, 120, 133, 147, 159,
 163, 267~272, 280, 299, 335, 338
 日本書紀 79, 97, 100, 103, 104, 108, 153,
 156, 162, 165, 166, 178, 188, 192~194,
 204, 224, 231, 374, 378
 日本文徳天皇実録
 96, 117, 161, 201, 250, 267

日本靈異記	38, 40
年中行事秘抄	337
は行	
宮崎宮記	160, 161
秘府略	251, 252, 257
白虎通義	76
兵範記	337
扶桑略記	24, 255, 319, 320, 354, 355
文武大王陵碑文	84
平家物語	33
弁正論	153, 163
簠簋内伝	33, 34
北山抄	8, 211, 214, 216, 223, 224, 272, 273, 275, 276, 336, 369
本系帳	61
本朝法家文書目録	330
ま行	
万葉集	36
水鏡	24~26, 57, 62

御堂関白記	278, 279
民経記	137
明史	222
毛詩	195~198
百川伝	20~22
や・ら行	
養老儀制令	307
礼記	7, 8, 20, 22, 119, 120, 128, 129, 131, 138, 139, 147, 159, 187~202, 204, 205, 245, 248, 249, 369
礼経	192
吏部王記	9, 87, 88, 287~289, 291~294, 337, 371
遼史	222
令義解	16, 195, 196
類聚国史	46~49, 59, 60, 242, 258, 267
類聚雜要抄	337
類聚符宣抄	123, 299, 300
魯策	98, 101
論語	195~198, 256

◎著者略歴◎

佐野 真人 (さの まさと)

昭和57年、静岡県生まれ。

皇學館大学研究開発推進センター助教。

皇學館大学大学院文学研究科博士後期課程国史学専攻単位取得満期退学、博士（文学）。

主な著作に、皇學館大学神道研究所編『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』（思文閣出版、共著、平成24年）、所功監修『京都の御大礼——即位礼・大嘗祭と宮廷文化のみやび——』（共著、思文閣出版、平成30年）、『讓位の儀における劍璽の渡御について——平安時代の事例を中心に——』（『神道史研究』第66巻第2号、平成30年）など。

こ だいてんのうさいし ぎらい し てきけんきゅう
古代天皇祭祀・儀礼の史的研究

2019(令和元)年10月10日発行

著 者 佐野真人

発行者 田中 大

発行所 株式会社 思文閣出版

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075-533-6860(代表)

装 幀 北尾崇 (HON DESIGN)

印 刷 株式会社 図書印刷 同朋舎
製 本

© M. Sano 2019

ISBN978-4-7842-1977-3 C3021